

第1回 東温市部活動地域移行検討協議会 次第

日時 令和5年10月10日(火)

午後 7時00分から

場所 東温市役所4階 大会議室

- 1 開会
- 2 学校教育課長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 委員長及び副委員長選出
- 5 議事
 - (1) 部活動地域移行に関する経緯等
 - (2) 部活動を取り巻く状況(アンケート結果等)
 - (3) 課題整理
 - (4) 部活動地域移行推進計画(案)の概要説明
 - (5) 今後の予定
- 6 その他 補助制度説明(愛媛県)
- 7 閉会

第 1 回

東温市部活動地域移行検討協議会

資料

学校部活動改革に関するこれまでの議論の経緯

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月）
学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中教審答申・平成 31 年 1 月）
将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進める
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年 11 月、参 12 月）
部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現する
学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和 2 年 9 月）
令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこと

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和 4 年 6 月）スポーツ庁

学校部活動の意義	生徒が自主的・自発的に参加、学校教育の一環 体力・技能の向上、意欲向上・自己肯定感・責任感・連帯感
現在の主な課題	少子化 → 団体競技の存続、児童数・教員数減等による部活動数の減少 学校の働き方改革 → 休日の部活動への対応、顧問となる活動に関する専門性
目指す姿	少子化の中でも将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保 学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上 自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の剛社会づくり。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保
改革の方向性	休日の部活動から段階的に地域移行を基本とする 令和 5 年度開始から令和 7 年度末までを目途 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組む 地域におけるスポーツ機会の確保、多様なニーズに合った活動機会の充実等に取り組む 地域団体等と学校との連携・協働の推進

I 学校部活動

	1 適切な運営のための体制整備	2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	3 適切な休養日等の設定	4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	5 学校部活動の地域連携
1 学校	1-1-1 市町村の方針に則り活動方針、計画及び実績を作成・公表する	1-2-1 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶	1-3-1 部活動の休養日及び活動時間等を設定・公表する。	1-4-1 気軽に友人と楽しめる、適度な頻度で行える活動に関する環境を整備する	1-5-1 高校、大学、特別支援学校等とも学校種を超えた交流の機会を設ける
	1-1-2 部活指導員、外部指導者の確保し、適正な数の部活動を設置				1-5-2 地域団体の活動と分野が同じ部活動の休日練習を共同で実施するなどの連携を深める
	1-1-3 部活動に関する適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築			1-4-2 苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいように配慮する	
	1-1-4 教師の部活動関与に係る業務改善及び勤務時間管理等			1-4-3 部活加入を強制せず、他の活動も経験できるように配慮する	1-5-3 地域で実施しているスポーツ文化活動の内容等も生徒や保護者に周知する
	1-1-5 外部指導者の確保（教員以外の引率者の確保）				
2 市町村	2-1-1 国ガイドラインに則り学校部活動の方針を策定		2-3-1 学校部活動の方針に基準と県方針を参考に休養日を明記する	2-4-1 合同部活動等の取組を推進する	2-5-1 今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けるなどの環境整備を進める
	2-1-2 部活動顧問へ質の向上、学校管理職へ適切な運営に係る研修に取り組む			2-4-2 部活加入を強制せず、他の活動も経験できるように配慮する	2-5-2 高校、大学、特別支援学校等とも学校種を超えた交流の機会を設ける
	2-1-3 教師の部活動関与に係る業務改善及び勤務時間管理等				2-5-3 地域団体の活動と分野が同じ部活動の休日練習を共同で実施するなどの連携を深める
	2-1-4 部活動指導員の任用（教員以外の引率者の確保）及び研修				2-5-4 地域で実施しているスポーツ文化活動の内容等も生徒や保護者に周知する
3 団体・外部指導者		3-2-1 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶			3-5-1 市町村等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での環境の充実を図り、部活指導員の任用・配置や指導者の質の向上に協力する。
		3-2-2 適切な休養、短時間で効果が得られる指導			
		3-2-3 生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを取ったうえでの指導			
		3-2-4 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識			
		3-2-5 適切な指導手引を活用			

※休養日等の目安 休養日：2日／週（平日1日、休日1日） 活動時間：平日2時間・休日3時間

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

	1 新たなクラブ活動の在り方	2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	3 学校との連携等
1 学校			1-3-1 地域で実施されている活動内容を生徒や保護者へ通知する。
			1-3-2 地域クラブ活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行う
2 市町村	2-1-1 地域団体、学校等の関係者の理解と協力のもと、地域クラブ活動を行う環境を整備する	2-2-1 関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援	2-3-1 地域クラブ活動が適正に行われるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う
		2-2-2 スポーツ団体ガバナンスコードを運営団体・実施主体に周知・徹底	2-3-2 地域で実施されている活動内容を生徒や保護者へ通知する。
		2-2-3 庁内関係部署、地域団体、学校、保護者等の関係者による協議会において情報共有・連絡調整を行う	
		2-2-4 専門性や資質・能力を有する指導者の確保	
		2-2-5 生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じてICTを活用した遠隔指導体制を整備する	
		2-2-6 教師の兼職兼業の許可には、本人の意思を尊重し、望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう確認する	
		2-2-7 学校施設の管理運営について指定管理制度や業務委託等を取り入れ、地域団体等に委託するなど、安定的・継続的な運営を促進する	
		2-2-8 地域クラブ活動を行う団体に対し、学校を含む公立施設の低廉な利用料など負担軽減を図る	
		2-2-9 地域クラブ活動に係る配慮を行うとともに、困窮世帯の生徒の参加費用の支援に取り組む	
3 団体・外部指導者		2-3-1 年間・月間活動計画を策定・公表	
		2-3-2 団体等での活動中の事故・トラブル等の対応及び管理責任の主体の明確化	
		2-3-3 スポーツに精通したドクターや有資格トレーナーと連携し、生徒の安全・健康面を支える	
		2-3-4 指導者に暴力等の行動が見られた場合の相談窓口を設け公平・公正に対処	
		2-3-5 教師を指導者として雇用する場合は、居住地や異動、退職があっても引き続き指導を継続できるかを踏まえて継続性・安定性を考慮して指導者を確保する	

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

	1 新たなクラブ活動の在り方	2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	3 学校との連携等
4 地域クラブ 運営主体		4-2-1 保健体育担当教員や養護教諭等の協力により、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等の正しい知識を習得する	4-3-1 学校との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行う
		4-2-2 体罰・ハラスメントの根絶	
		4-2-3 生徒との十分なコミュニケーションを図り、適切な休養、合理的・効率的な練習の導入	
		4-2-4 地域団体のほか、部活動指導員等人材の活用、退職・現役教師、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、協議経験者、地域おこし協力隊などの様々な関係者から指導者を確保する	
		4-2-5 生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じてICTを活用した円滑な指導体制を整備する	
		4-2-6 体験教室、体験型キャンプ、レクリエーション的活動、シーズン制の複数種目・分野の活動等、障害の有無にかかわらず生徒がスポーツ・文化活動に親しむ機会を段階的に確保する	
		4-2-7 地域の実情に応じて生徒の自主性を尊重しつつ、統合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が参画できるようにする	
		4-2-8 地域で実施されているスポーツ・文化活動の内容を生徒や保護者に周知する	
		4-2-9 公共のスポーツ・文化施設だけでなく、社会教育施設、民間施設、学校施設、廃校等を利用する	
		4-2-10 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲内で可能な限り低廉な会費を設定する	
		4-2-11 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性確保のため、関係者に対する情報開示を行う	
		4-2-12 指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入を促す	

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

	1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	3 地方公共団地における総合的・計画的な取組
1 学校	1-1-1 生徒の教育・健全育成の実績等を生かし、地域環境の整備について自治体や地域団体と協力・協働する		
2 市町村	2-1-1 庁内各関係部署や地域団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを把握しつつ検討・公表する。	2-2-1 改革推進期間（令和5年度～令和7年度）に休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進め、改革推進期間終了後、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化環境の充実に取り組む	2-3-1 県の推進計画を踏まえて推進計画を策定し、地域の実態に応じて方針や取組の内容を周知し、各方面の理解と協力を得られるよう取り組む
	2-1-2 学校の担当部署と連携しながら、生涯学習・社会教育担当部署が中心となり進めることが考えられ、様々な担当部署のほか、地域コミュニティや地域おこし協力隊等との連携も考慮		
	2-1-3 体制・環境整備のため、R5～R7を目安に合意形成等を進める		
3 団体・外部指導者	3-1-1 各団体は、地域の各スポーツ・文化活動団体等の取組の助言・支援を行う		
4 地域クラブ運営主体	4-1-2 中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供等により、地域の整備に参画		

IV 大会等の在り方の見直し

	1 生徒の大会等の参加機会の確保	2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	3 生徒の安全確保	4 全国大会をはじめとする大会等の在り方
1 学校		1-2-1 大会運営に従事する教員の服務上の取扱いや兼職兼業について、服務監督を行う		1-4-1 生徒の教育上の意義、生徒や指導者の負担が過度なものとならないよう、参加する大会等を精査する
2 市町村	2-1-1 大会等に対する支援の在り方を見直し、地域団体等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共施設等の貸与等の支援を行う	2-2-1 大会運営に従事する教員の服務上の取扱いや兼職兼業について、服務監督を行う		2-4-1 生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者へ要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安を定める
3 団体・外部指導者		3-2-1 大会運営に従事する指導者の兼職兼業について、勤務管理を行う		3-4-1 生徒の教育上の意義、生徒や指導者の負担が過度なものとならないよう、参加する大会等を精査する
				3-4-2 生徒向けの体験会を実施するなど、スポーツ・文化活動に親しみたい生徒や複数種目棟を経験したい生徒棟のニーズに対応した機会を設ける
4 地域クラブ運営主体				4-4-1 生徒の教育上の意義、生徒や指導者の負担が過度なものとならないよう、参加する大会等を精査する
5 大会主催者	5-1-1 学校単位に限定することなく、地域の実情に応じて地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等の参加について見直す	5-2-1 大会の参加について、教員が引率しない体制を整える旨を大会規定等として整備・運用	5-3-1 空調等の整備や開催時期に夏季を避けるなどの対応を図る	5-4-1 発育・発達期にある生徒にとっての全国大会の意義を検討し、生徒にとってふさわしい大会の在り方や適切な運営体制等に見直す
	5-1-2 地域移行制度移行期における学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な参加登録のあり方を決定する	5-2-2 中体連は、外部指導者による引率を可能とするよう引率規定を見直す	5-3-2 夏季以外の時期でも気温や湿度等の客観的な数値を示す	5-4-2 大会の回数等について、生徒と保護者の過度な負担とならないよう、学校生活との適切な両立を前提として適正な回数に精選する
		5-2-3 地域クラブ活動は、実施主体の指導者等が引率することとして、大会規定を整備・運用	5-3-3 天候等により日程が過密になった場合でも大会等の実施を重視するのではなく、生徒の体調管理を最優先とする	5-4-3 生徒間の交流を主目的としたもののほか、技能や記録に挑み競い合うことを主目的とするものなど、多様な大会を開催し、リーグ戦の導入を工夫する
		5-2-4 大会は、主催者の団体等に所属する職員に運営を担わせるなどの適切な体制を整える		
		5-2-5 学校や地域クラブへ審判員等を出場要件とする場合は、主催者のスタッフとして委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にする		

「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の概要

はじめに、県方針策定の趣旨等

- ・ 少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しく、将来にわたり生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、速やかに学校部活動の在り方改革に取り組む必要がある。
- ・ Iは、中学生を主な対象とするが、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を従来の県方針の内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 学校の設置者は、国のガイドラインに則り、県方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定
- ・ 校長は、学校の活動方針、活動計画及び活動実績を公表
- ・ 学校の設置者は、部活動指導員や外部指導者を配置し、必ずしも教師が休日の指導等に従事しない体制を構築
- ・ 生徒の心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶
- ・ 週当たり2日以上の休養日を設定（平日1日、週末1日）、活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度とし、合理的で効率的・効果的な活動を実施
- ・ 県、学校の設置者及び校長は、スポーツ・文化芸術団体と連携し、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める。

II 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒の活躍の場として新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動を行う環境をできるところから整備
- ・ 専門性や資質・能力を有する指導者を確保、人材バンクを整備。将来的には「教員としての身分での休日の部活動指導時間を0とする」ことを目標に、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業の実施
- ・ 競技・大会志向の活動だけでなく、体験活動、レクリエーション的な活動、複数の種目や分野を経験できる活動等、生徒の志向等に適した機会を段階的に確保
- ・ 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合も、原則1日の休業日を設定
- ・ 学校施設、公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減や利用しやすい環境づくり
- ・ 経済的に困窮する家庭の生徒への参加費用の支援等の取組を進める。
- ・ 指導者や参加する生徒等に対して、保険加入を義務付けるなど適切な補償が受けられるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、進め方や検討体制、スケジュール等について示し、できることから取組を進めていくことが望ましい。

(主な内容)

- ・ まずは、休日における地域の環境整備を着実に推進
- ・ 平日における環境整備は、できることから取り組み、平日と休日を一体として取り組む等、地域の実情に応じ、関係者間で丁寧に調整した上で改革を推進
- ・ 生徒の体験格差を解消する観点から、①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的に体制整備を進めることが考えられる。
※なお、①②のような体制整備が困難な場合、拠点校方式による合同部活動の導入や部活動指導員等により、生徒の活動環境を確保
- ・ 国が改革推進期間と位置付ける令和5年度から令和7年度までの3年間、地域連携・地域移行に重点的に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 県及び市町の推進計画の策定等により、学校、保護者等の関係者に対し、分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう見直す。
- ・ 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員が単独で担うなど、できるだけ教師が引率しない体制を整える。
- ・ 大会等の主催者は、大会運営要員が不足する場合は関係するスポーツ・文化芸術団体等に外部委託するなど、適切な大会運営体制等に見直す。
- ・ 大会等の主催者は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、開催回数 of 精選、参加する大会数の上限の目安等を定める等、大会の在り方を見直す。また、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分ける等の工夫を行う。

「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」の概要

本県の公立中学校における部活動の新たな体制づくりの基本的な考え方

公立中学校におけるスポーツや文化芸術等の活動環境を再構築し、持続可能なものとなるよう、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。その際は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

1 目指す姿

公立中学校のスポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位の取組とし、

- 生徒自身が望む豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じ、新しい価値の創出・継承
- 学校の枠にとらわれず地域に根差した指導ができ、教員の働き方改革を推進

2 取組の方向性

- 学校部活動については、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図る。また、直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、合同部活動も導入しながら、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。
- 学校部活動の教育的意義や役割は、地域クラブ活動においても継承・発展させていく。
- 部活動の地域移行については、まずは休日の学校部活動から、地域や学校の実情等にも十分に配慮しつつ段階的に進めていく。合意形成や条件整備等のために時間を要することも想定されるが、できるところから取り組んでいく。
- 本県の休日等の部活動地域移行については、国が推進期間と位置付けている令和7年度までに実証事業を実施するなど、全ての市町で着実な推進を図る。
- 学校部活動、地域クラブ活動とも、複数のスポーツやレクリエーション志向など生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- 部活動指導員や地域クラブの指導者等の任用・配置に当たっては、
 - ・生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
 - ・安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと
 - ・サービスを遵守すること等に関し、任用前後において定期的な研修を行う。

3 県の主な取組

- (1) 県の方向性を提示→県方針及び推進計画の策定
- (2) 各市町への支援
 - 同じ課題を抱える市町や解決に向けた取組を実践している市町を結び、関係市町合同で「解決チーム」を編成し、アドバイザーを派遣する。
- (3) 市町連絡協議会の開催
- (4) 実証事業・補助事業への取組支援
- (5) 指導者の質の担保に向けた支援
- (6) 事務手続き等に関する支援

本県の取組方針 → 「できるところから できるものから」

東温市部活動地域移行推進計画（案） 概要

策定期間	令和6年3月末までに（令和5年度中）
骨子素案	1 策定趣旨
	2 推進期間 令和5年度～令和7年度
	3 地域移行における基本的な考え方 「できるところから、できるものから」を基本とし、目指す姿、取組の方向性を示します。
	4 推進体制 市教委、学校、外部団体、それぞれの立場で期待される取組を示します。
	5 対象者・対象種目
	6 スポーツ・文化芸術活動の受け皿等 部活動地域移行の受け皿となる外部団体や外部人材の望ましい体制を示します。
	7 今後の取り組み 市教委・学校・外部団体、それぞれの立場で実施を期待する取組を示します。
	8 保護者や地域への周知・啓発 広報、HP 等を通じて市教委から本推進計画に関する取り組みを広く周知し、保護者や地域の皆様への理解を深めます。 ・・・

今後の予定

1 意見収集と共有方法

今後は適時、資料配布や電子メールで意見を収集します。事務局が期限を定め、期間中に出された意見等を共有します。

<スケジュール予定>

